

The Democratic Party of Japan

民主党

千葉県議会議員

高橋ひろし

レポート

発行人：民主党千葉県議会議員会
〒260-0855 千葉県千葉市中央区市場町1番5号
高橋 浩 事務所
〒292-0043 木更津市東太田1-9-30
TEL0438-98-0800 FAX0438-98-0833

今回の800円実験は、アクアラインの年間通行料収入が150億円に対して、実験を行うと一時的に26億円の減収となります。そのため調査費の4億円と合わせて約30億円が国からの経済対策交付金の一部を使用、補てんすることにより行われております。その予算も今年度(23年3月)までしか用意されておりません。今の実験のシステムで継続させる、

800円実験には30億円／年が必要です。



その30億円を準備しなければなりません。値下げの継続について知事に質問をしました。(一部抜粋)

千葉県議会 全県質問

今回の実験の結果は、知事とともに行ってきた800円運動の基礎データとほぼ一致している。今年度(23年3月)の実験の終了後の継続についてこの様に対応していくのか。

森田知事

今回の社会実験により、交通量や観光客数の増加など大きな効果が現れている。今後、これらの成果をアピールするともに、継続については**国策として**行っていただけ様国に強く働きかけていきたい。

活動目標

アクアラインの800円化は高速道路の無料化とのからみもあり実現しました。高速道路の上限2,000円化の論議が進められる中、アクアラインとよく同等に考えられる瀬戸大橋などは3,000円までしか下がる予定となっております。

これだけの実験結果が出ているものの全体の高速道路の値下げの遅れ、また30億円の準備を考えると継続は容易な事ではない事も事実であります。しかし、房総の発展にはアクアラインの値下げは必要不可欠なものとなっております。

ぜひ今後も皆さんとともに継続に向けて動いていきたいと考えています。

終わらせではならぬ
アクアライン
800円

新 800円効果

東京インテリア家具も進出決定 (24年夏開設予定)

ゴールデンウィーク 1.4倍に

アクアラインの通行台数が一昨年の値下げ前より1.4倍となりました。
木更津の潮干狩りには潮廻りの条件もかさなり、昨年の3.76倍の入込客がありました。

	4月28日～5月5日 日平均交通量(台/日)
H20	32,700
H21	40,500 休日1,000円実施
H22	46,100 全日800円実施

地方議会議員年金とは

都道府県議会議員・市町村議会議員の全員が加入している(1人では退会できない)システムであり、各議会が独立しており県議会であれば12年在籍すれば受給権利が発生する年金制度です。市町村合併が進む中、全国で年金受給者(12年以上在籍)9万5千人に対し、現役議員3万8千人で支えているため、現在では議員の拠出する積立金だけではたりず、各自治体の皆さんの税金の一部が投入されて維持されている年金です。

■現在の年金額の水準

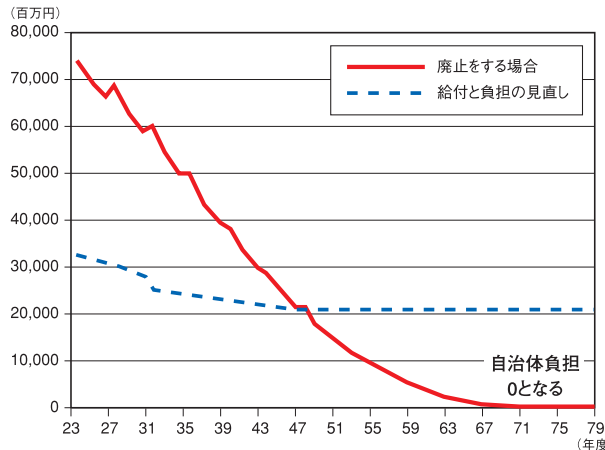
都道府県議会議員	195万/年
市議会議員	103万/年
町村議会議員	68万/年

積立金が平成23年度で枯渇!! (市町村議員議会共済会)

現在年金給付については「公費負担：議員負担＝4：6」の割合で各自治体に負担を求めながら運営されています。

現在のままだでも市町村議会議員共済会は平成23年度に積立金が枯渇し、平成23年度から43年度までの20年間の財源不足は2,998億円に、また都道府県議会議員共済会は平成33年度に枯渇し、20年間の財源不足は49億円に、なおいっそうの税金での負担が必要となります。

■地方議会議員年金の自治体負担の推移



国会議員互助年金はすでに廃止済

「国民の年金は25年以上で受給資格が与えられるのに、国会議員は10年で受給資格が与えられるなど特別な年金があるのはおかしい」との観点から18年3月で廃止となりました。

内容は、OB議員については年金を減額しそのまま支給、現役議員10年以上在籍者は一時金で給付か年金による給付か選択、そして10年未満の議員は一時金給付で受給資格なしとし廃止となりました。

地方議会議員年金制度検討会での審議

■廃止の場合の考え方

	地方議会議員年金を廃止する場合の考え方	国会議員互助年金の廃止方法
現職議員		
受給資格のある者 ・国会議員：在職10年以上 ・地方議員：在職12年以上	掛金総額の 64% を退職時に給付 又は 退職後、廃止前(平成23年6月時点)の法律による年金を受給(平成14年改正前に比べ 既に30%削減済) ※年金算定基礎率 50/150→36/150	納付金総額の 80% を退職時に給付 又は 退職後、廃止前(平成18年3月時点)の法律による年金額の 15% 削減した年金を受給 ※年金算定基礎率 50/150→42.5/150
受給資格のない者 ・国会議員：在職10年未満 ・地方議員：在職12年未満	掛金総額の下記の割合で退職時に給付 在職3年未満：49/100 在職3年以上4年以下：49/100 在職4年を超え8年以下：56(57)/100 在職8年を超え12年未満：64/100 ※括弧内は、H19.3.31以前の議員歴を有する者の場合	納付金総額の 80% を退職時に給付
OB議員		
年金	退職年金の支給継続(平成18年改正前に比べ 既に10%削減済) ※年金算定基礎率 50/150→45/150	退職年金の支給継続(ただし 最大で10%削減) ※年金算定基礎率 50/150→45/150
高額所得者に対する措置	高額所得の受給者の年金の支給停止措置を強化 年金と前年の年金以外の所得(総所得金額ベース)との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止(年金停止額が年金の額を超える場合には年金の支給は全額停止)	高額所得の受給者の年金の支給停止措置を強化 年金と前年の年金以外の所得(課税総所得金額ベース)との合計額が700万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止(年金停止額が年金の額を超える場合には年金の支給は全額停止)
OB議員の遺族	遺族年金の支給継続	遺族年金の支給継続

市町村合併の進展等により、厳しい財政状況にある年金制度の今後のあり方が報告されました。その中で、今後の地方議会議員年金については、一般の税金を投入しながら継続をする2つの案と、廃止の1案計3案が出されました。

結論

このままでは現役議員の数も減り、受給者が増える中で皆さんの税金の負担が増えることとなります。現在の受給権利者がいるため、廃止しても一時的には負担は増えてしまうが、長期的に考えれば議員自ら歳出を減らすべきであり、早期の廃止が必要であると考えます。

国会議員の年金は平成18年に廃止されました。
地方議会議員年金も早く廃止をすべきと思いつつ!!